

分権改革推進に関する主要論点資料

【環境生活部】

■ 環境行政のあり方	3
■ 自然公園・レクリエーション施設 に関する役割分担	9

環境行政の分野における国と地方の役割分担について

地方分権改革推進会議における環境省提出資料（H13.10.15）より

1 役割分担の基本的考え方

- 環境行政の分野においては、国と地方が相互に協力し、補いながら、施策を推進している。

2 公害規制分野における役割分担

- 戦後、我が国が経済復興を遂げ、高度成長をしていく過程で、日本全国で激甚な大気汚染や水質汚濁等の公害が発生し、大都市・工業地域を中心として広範囲に多くの被害者を生じさせた。

このため、昭和 40 年代に大気汚染防止法や水質汚濁防止法といった公害防止のための規制制度が整備された。

- これらの法律により、汚染物質を排出する施設に対し、届出（工事前の変更命令）及び国の定める基準の遵守（違反者には直罰・改善命令）を求める体制が確立され、激甚な公害に対する対策を効果的に推進していくことが可能となった。

- これらの法律における国と地方の役割分担の概要は以下のとおり。

- ・ 国は、基本的かつ多くの地域における対応を図るため、
 - (1) 都道府県等が行う大気汚染や水質汚濁等の状況の常時監視の結果の報告を受けて、全国の環境の状況を把握
 - (2) 環境の状況を分析検討して制度と規制基準を設定。
- ・ 地方公共団体（都道府県等）は、
 - (1) 規制対象施設に対する規制（届出受理・審査、規制基準の確認）を実施。

- (2) 国の設定する統一的な規制基準によっては地域の環境が守られない場合には上乗せ規制基準を設定（自治事務）

・ 以上が基本的な国と地方の役割分担の枠組みであるが、公害による健康被害等を防止するため緊急の必要がある場合は、国が直接立入検査等を実施。

- 公害規制分野においては上記のような国と地方公共団体の連携協力により、効果的な施策の推進が図られている。

3 廃棄物処理、自然公園管理等における役割分担

- その他、廃棄物処理や自然公園管理などの分野についても、公害規制分野とはそれぞれ状況が異なるものの、生活環境、自然環境等を効果的に保全するため、国が基本的かつ多くの地域に適用される制度を構築し、これを国と地方公共団体が各分野に応じた適切な役割分担により実施し、両者が連携協力することにより効果的な施策の推進が図られている。

- 廃棄物処理の分野については、
 - ・ 国が制度を構築し、基本方針を策定するとともに、処理基準を設定。
 - ・ 都道府県が廃棄物処理計画を策定するとともに、一般廃棄物処理施設の許可・指導監督（自治事務）及び産業廃棄物処理業・施設の許可・指導監督（法定受託事務）を実施
 - ・ 市町村が一般廃棄物の処理及び一般廃棄物処理業の許可・指導監督を実施。という役割分担となっている。

ただし、地方分権推進委員会第四次勧告（平成9年10月9日）においては、「国の責任の下で廃棄物の適正処理と施設の円滑な設置を可能とする仕組みの構築に向けて、国は問題解決の前線に率先して立ち、率先して解決処理に当たるなど、国の役割や責任の強化を内容とする抜本的な制度改正が不可避であるように思われる」といった指摘がされ、その後の地方分権推進委員会の意見及び最終報告においても同様の指摘がなされている。

- 自然公園管理の分野（自然公園法）においては、国立公園（我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地）については、原則として国が直接事務を執行している。

国立公園（国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地）については、国が公園の指定及び公園計画（公園の保護・利用のための基本的な計画）の決定を行い、都道府県が具体的な施設整備の決定や行為許可等を行っている。

- 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（国立公園のように保護及び利用を目的とするのではなく、もっぱら貴重な自然環境を保全することを目的とする地域。自然環境保全法に基づく。）の保全については、地域指定、保全計画の決定、行為許可等の事務を一貫して国が直接執行している。
- 希少野生生物の保護（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく。）についても、希少種や生息地等の指定、保護増殖事業計画の策定、捕獲や開発行為の許可等の事務を国が直接執行している。

- 野生鳥獣の保護・管理（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく。）についても、国として鳥獣保護事業計画に関する基準を定めるほか、国設鳥獣保護区の設定、特に保護繁殖を図る必要のある鳥獣の捕獲許可等の事務を直接執行している。

一方、都道府県は、国の基準に従って鳥獣保護事業計画を策定するほか、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画を策定するとともに、都道府県設鳥獣保護区の設定、国の権限とならない鳥獣の捕獲許可、狩猟免許等の事務を執行している。

分権改革推進に関する主要課題

【分野：環境】

【分野・環境】

No	主要課題	事務事業の概要	主な論点								
1	環境行政の在り方	■環境行政（主に環境保全行政）の態様 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>事 務</th></tr></thead><tbody><tr><td>許認可・届出受理</td><td> ← 営業 施設 → ◎産業廃棄物処理業許可 ○フロン回収業者等登録 ○廃棄物再生事業者登録 ◎浄化槽保守点検業者登録 ◎大気汚染防止法等の届出 ◎水質関係特定施設設置許可・届出 □騒音・振動・悪臭関係施設届出 ◎廃棄物処理施設許可・届出 ○ダイオキシン類関係特定施設届出 </td></tr><tr><td>公害監視 排出規制</td><td> ← 広域 地域限定・施設・事業場 → ○県計画等の策定 ◎大気汚染常時監視 ○大気汚染予報・緊急通報 ◎水質汚濁常時監視 ◎ダイオキシン類常時監視 ◎工場・事業場排水水質規制 ◎ばい煙等排出規制 ◎廃棄物処理施設立入調査 □騒音・振動・悪臭規制 ◎浄化槽適正管理 ○不法投棄対策 </td></tr><tr><td>その他</td><td> ← 広域 地域限定・住民密着 → ○上乗せ基準等の設定 ○公害防止計画策定 ○規制地域の指定 ○公害紛争処理・苦情処理（広域） ○省資源・省エネルギー普及啓発 □苦情処理 ○□公害防止協定の締結 ○環境影響評価の審査・指導 </td></tr></tbody></table> 凡例：○県の事務，◎県と政令市等の事務，□市町村（政令市等含む）の事務 （広島市，福山市，呉市）	区 分	事 務	許認可・届出受理	← 営業 施設 → ◎産業廃棄物処理業許可 ○フロン回収業者等登録 ○廃棄物再生事業者登録 ◎浄化槽保守点検業者登録 ◎大気汚染防止法等の届出 ◎水質関係特定施設設置許可・届出 □騒音・振動・悪臭関係施設届出 ◎廃棄物処理施設許可・届出 ○ダイオキシン類関係特定施設届出	公害監視 排出規制	← 広域 地域限定・施設・事業場 → ○県計画等の策定 ◎大気汚染常時監視 ○大気汚染予報・緊急通報 ◎水質汚濁常時監視 ◎ダイオキシン類常時監視 ◎工場・事業場排水水質規制 ◎ばい煙等排出規制 ◎廃棄物処理施設立入調査 □騒音・振動・悪臭規制 ◎浄化槽適正管理 ○不法投棄対策	その他	← 広域 地域限定・住民密着 → ○上乗せ基準等の設定 ○公害防止計画策定 ○規制地域の指定 ○公害紛争処理・苦情処理（広域） ○省資源・省エネルギー普及啓発 □苦情処理 ○□公害防止協定の締結 ○環境影響評価の審査・指導	■環境行政は広域にわたるものとして，県が多くの役割を担っているが，施設，事業場を対象にする事務や生活排水対策など地域限定的な事務もあり，県と基礎的自治体との役割分担を再整理し，住民に密着した事務については基礎的自治体への事務移譲及び国への制度見直しの要望等を検討する。
区 分	事 務										
許認可・届出受理	← 営業 施設 → ◎産業廃棄物処理業許可 ○フロン回収業者等登録 ○廃棄物再生事業者登録 ◎浄化槽保守点検業者登録 ◎大気汚染防止法等の届出 ◎水質関係特定施設設置許可・届出 □騒音・振動・悪臭関係施設届出 ◎廃棄物処理施設許可・届出 ○ダイオキシン類関係特定施設届出										
公害監視 排出規制	← 広域 地域限定・施設・事業場 → ○県計画等の策定 ◎大気汚染常時監視 ○大気汚染予報・緊急通報 ◎水質汚濁常時監視 ◎ダイオキシン類常時監視 ◎工場・事業場排水水質規制 ◎ばい煙等排出規制 ◎廃棄物処理施設立入調査 □騒音・振動・悪臭規制 ◎浄化槽適正管理 ○不法投棄対策										
その他	← 広域 地域限定・住民密着 → ○上乗せ基準等の設定 ○公害防止計画策定 ○規制地域の指定 ○公害紛争処理・苦情処理（広域） ○省資源・省エネルギー普及啓発 □苦情処理 ○□公害防止協定の締結 ○環境影響評価の審査・指導										

環境関係主要法令と主な事務の役割分担

NO. 1

法令名	主 な 事 務	役 割 分 担					
		国	県		市町村		事業者 設置者
			本庁	地域 事務所	政令市等	その他 市町村	
大気汚染防止法	ばい煙発生基準の設定	○	△				
	ばい煙削減計画に基づく総量規制基準の設定		○				
	ばい煙発生施設設置届出受理			○	○※		
	ばい煙発生施設に係る改善命令等			○	○※		
	ばい煙量の測定					○	
	粉じん排出基準の設定	○	△				
	粉じん発生施設設置届出受理			○	○※		
	粉じん発生施設に係る改善命令等			○	○※		
	ばい煙発生施設等の立入検査・報告徴収			○	○※		
	大気汚染状況の常時監視(大気汚染モニタリング)		○		○		
大気汚染に関する緊急時の措置(大気汚染予報、緊急通報)		○					
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海環境保全基本計画の策定	○					
	瀬戸内海環境保全府県計画の策定		○				
	特定施設の設置等許可		○		広島・福山		
	無許可設置等に対する措置命令		○		広島・福山		
	自然海浜保全地区の指定		○				
水質汚濁防止法	工場・事業場からの排水基準の設定	○					
	上乗せ排水基準の設定		○				
	総量削減基本方針の策定	○					
	総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定		○				
	特定施設の設置等届出受理			○	○		
	特定施設等に対する改善命令等			○	○		
	排出水の汚染状態の測定等					○	
	事故時の措置命令			○	○		
	生活排水処理施設の整備等				○	○	
	水質の汚濁状況の監視(水質モニタリング)		○		○		
特定事業場に対する立入検査・報告徴収			○	○			
騒音規制法	地域の指定・規制基準の設定		○				
	特定施設の設置届出受理等				○	○	
	特定建設作業の届出受理等				○	○	
	騒音の測定				○	○	
振動規制法	地域の指定・規制基準の設定		○				
	特定施設の設置届出受理等				○	○	
	特定建設作業の届出受理等				○	○	
	振動の測定				○	○	
悪臭防止法	地域の指定・規制基準の設定		○				
	改善勧告及び改善命令				○	○	
	悪臭の測定				○	○	

政令市等～広島市、福山市、呉市

政令市等の※は、呉市の工場に係るものを除く

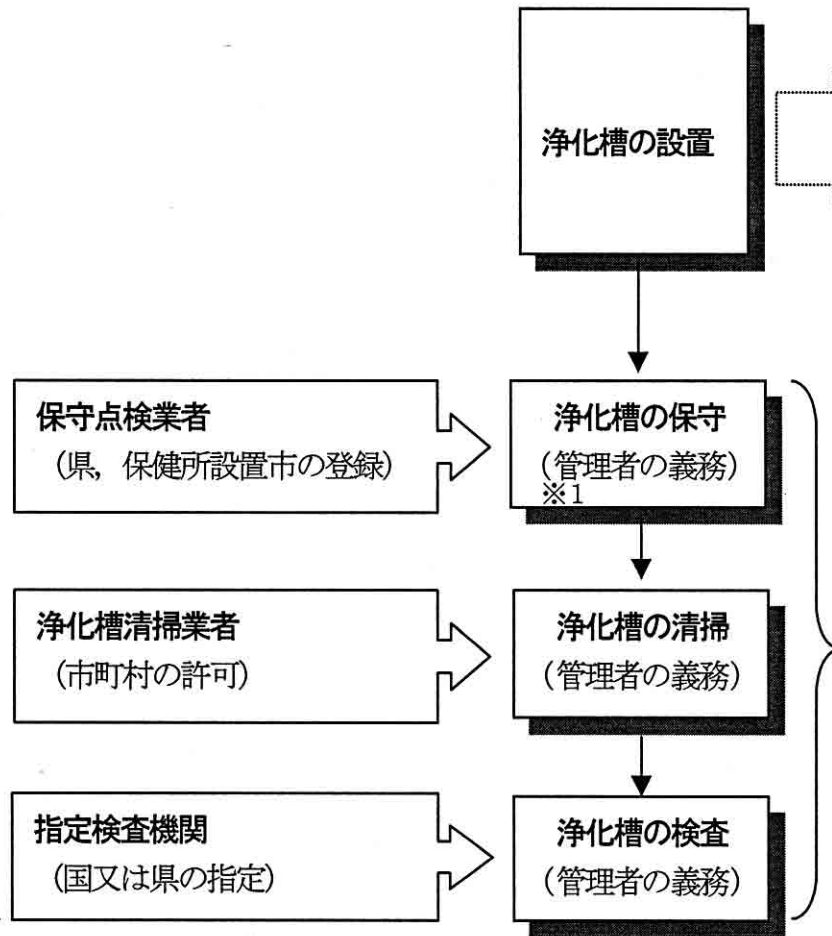
県の△印は、県で上乗せ基準を設定できるもの

法令名	主 な 事 務	役 割 分 担				
		国	県		市町村	
			本庁	地域 事務所	政令市等	その他 市町村
ダイオキシン類対策特別措置法	常時監視の実施		○		○	
	総量規制基準の設定・対策地域の指定		○		○	
	特定施設設置届出受理			○		
	調査測定, 土壌等の採取			○		
	特定施設設置者からの報告徴収・立入検査			○		
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第一種フロン類回収業の登録申請受付		○(登録)	○(受付)		
	第二種特定製品引取業の登録申請受付 等		○(登録)	○(受付)	広島市	
	第二種フロン類回収業の登録申請受付 等		○(登録)	○(受付)	広島市	
	上記に係る指導, 助言, 勧告, 立入検査 等			○	広島市	
	フロン類破壊業者の許可	○				
土壌汚染対策法	指定地域の指定		○			
	土壌調査					○
	土壌調査結果報告の受理等			○	○	
	土地の形質変更届出受理等			○	○	
	上記に係る報告命令, 立入検査 等			○	○	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質管理指針の策定	○				
	第一種指定化学物質排出量等の届出受付		○	○	広島・福山	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者等選任の届出受理			○		
	上記の職務の実施状況の報告徴収, 立入検査等			○		
広島県公害防止条例	ばい煙関係特定施設の届出受理等			○	○	
	粉じん関係特定施設の届出受理等			○	○	
	汚水関係特定施設の届出受理等			○	○	
	上記に係る報告徴収, 勧告, 命令, 立入調査 等			○	○	
	騒音関係特定施設の届出受理等				○	○
	悪臭関係特定施設の届出受理等				○	○
	上記に係る報告徴収, 勧告, 命令, 立入検査 等				○	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理施設整備計画の策定	○				
	都道府県廃棄物処理計画の策定		○			
	多量排出事業者の処理計画策定(実績報告)		○	○		
	一般廃棄物処理計画の策定				○	○
	一般廃棄物収集, 運搬, 処理				○	○
	一般廃棄物収集, 運搬業の許可				○	○
	一般廃棄物処分業の許可				○	○
	一般廃棄物処理施設の設置許可			○	○	
	一般廃棄物処理施設の検査, 命令 等			○	○	
	産業廃棄物の適正処理					
	産業廃棄物収集, 運搬業の許可		○	○	○	
	産業廃棄物処分業の許可			○	○	
	産業廃棄物処理業の変更等届受理		○	○	○	

法令名	主 な 事 務	役 割 分 担					
		国	県		市町村		事業者 設置者
			本庁	地域 事務所	政令市等	その他 市町村	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物排出事業者、処理業者からの報告徴収、立入検査 等		○	○	○		
	産業廃棄物処理施設設置の許可			○	○		
	産業廃棄物処理施設の軽微変更等届出受理			○	○		
	産業廃棄物処理施設の立入検査、命令 等			○	○		
	廃棄物再生事業者の登録	○	○				
租税特別措置法	特定災害防止準備金(最終処分災害防止費用)見積額等の認定			○			
地価税法	廃棄物処理施設の用に供されている土地の証明書交付			○			
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進 に関する特別措置法	PCBの処理						○
	PCB廃棄物処理計画の策定		○				
	PCBの保管・処分の届出受付・公表			○	○		
	PCBの適正な処理に関する指導、助言、命令、報告徴収		○	○	○		
浄化槽法	浄化槽に関する基準の設定、型式認定	○					
	浄化槽の設置等の届出受理			○	○		
	浄化槽の維持管理						○
	浄化槽保守点検等に係る指導、命令、報告徴収、立入検査			○	○		
	浄化槽清掃業の許可				○	○	
広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条 例	浄化槽保守点検業者への指示、報告徴収、立入検査		○	○	□		
	浄化槽保守点検業者の登録		○	○	□		
	点検業務受託状況報告書受理		○	○	□		

政令市等の□は、市条例によるもの

1 浄化槽設置に係る事務



2 浄化槽設置費用に対する助成

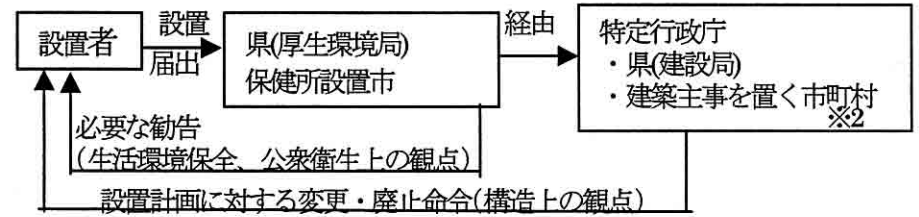
(例)個人設置型浄化槽に対する助成の場合

・基本的には、市町村が費用の40%を助成（うち、国が1/3、県が1/3(原則)）

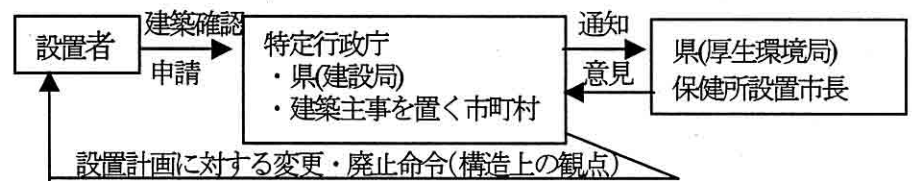
住民60%	国 13%	県 13%	市町村 14%
-------	----------	----------	------------

《設置届出の現行ルート》

①建築確認が不要の場合【浄化槽法】



②建築確認が必要な場合【建築基準法、浄化槽法】



《保守点検、清掃についての改善命令等》

①県(厚生環境局)又は保健所設置市は、生活環境の保全、公衆衛生上必要がある場合、浄化槽管理者、保守点検業者等々に指導、勧告等を行うことができる。

②適切に浄化槽の保守点検や清掃を行っていない場合、改善措置や浄化槽の使用停止を命ずることができる。

《報告徴収、立入検査等》

①県(厚生環境局)又は保健所設置市は、浄化槽の保守点検、清掃又はその業務に関し、浄化槽管理者、保守点検業者等々に報告させることができる。

②必要な場合、浄化槽のある土地、建物、施設又は保守点検業者等の事務所等の立入検査を行うことができる。

※指導、報告徴収、立入検査等のH14年度実績2,405件(県関係)

※1 浄化槽の管理者：浄化槽の所有者又は占有者で権限を有する者

※2 建築主事を置く市町村：広島市、福山市、呉市、尾道市、三原市、東広島市、廿日市市の7市

産業廃棄物収集運搬業の許可

産業廃棄物の収集・運搬を業として行うものは、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けなければならない。

許可権限は、県知事及び政令市（広島市、呉市、福山市）が有しており、産業廃棄物の積降し場所それぞれについて、その場所を管轄する許可権者の許可が必要となる。（右図参照）

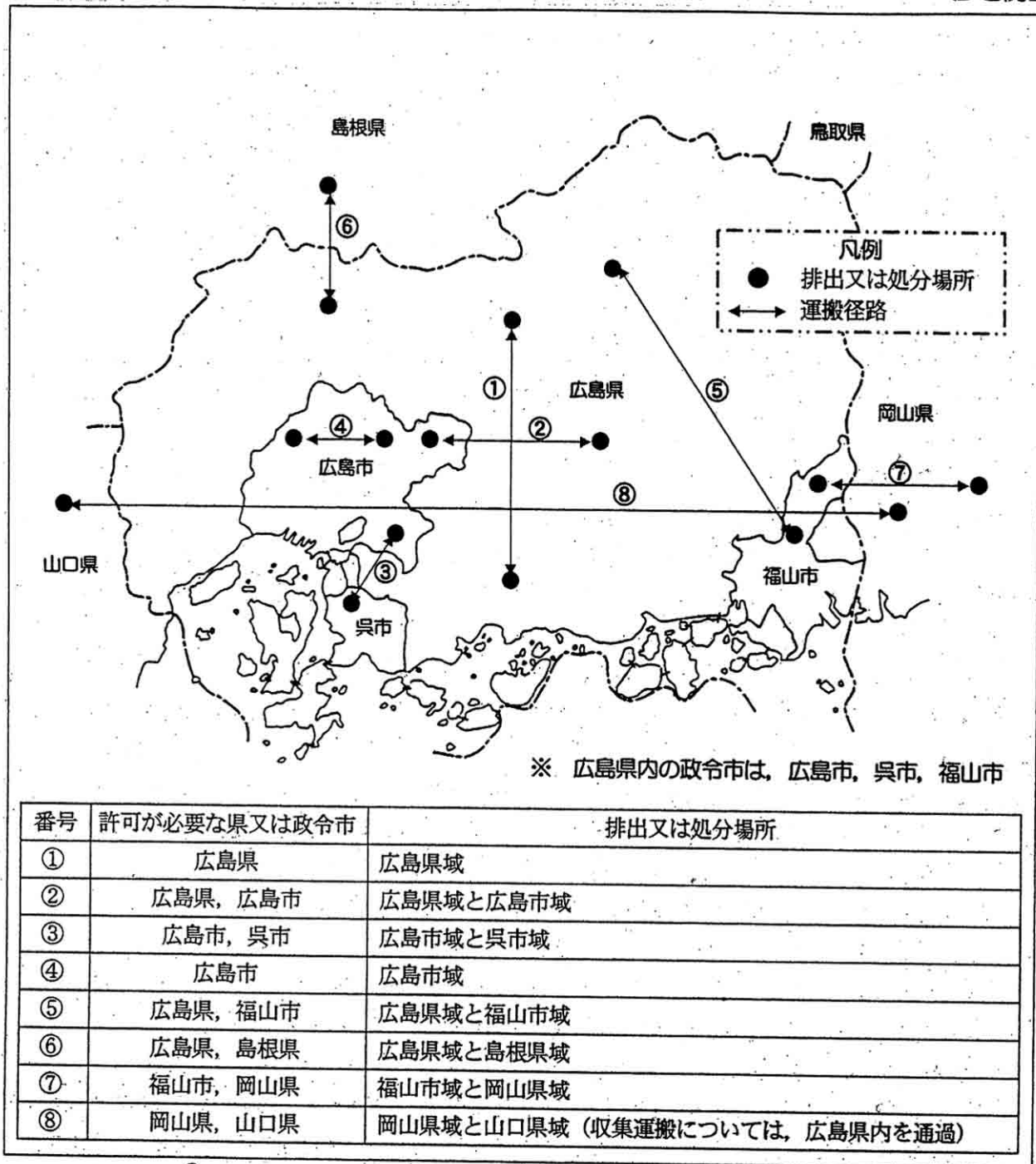
現行法上の役割分担に対するメリット・デメリット

【メリット】

積降しのそれぞれの場所において、身近な許可権者の指導監督を行う方が、実態に即した指導監督が行える。住民の苦情対応等も容易。

【デメリット】

一業者が、二つの許可を要する場合があり、業者にとっても行政にとっても非効率である。又、積み込み・運搬・積降しといった一連行為をとらえた指導監督ができにくい。

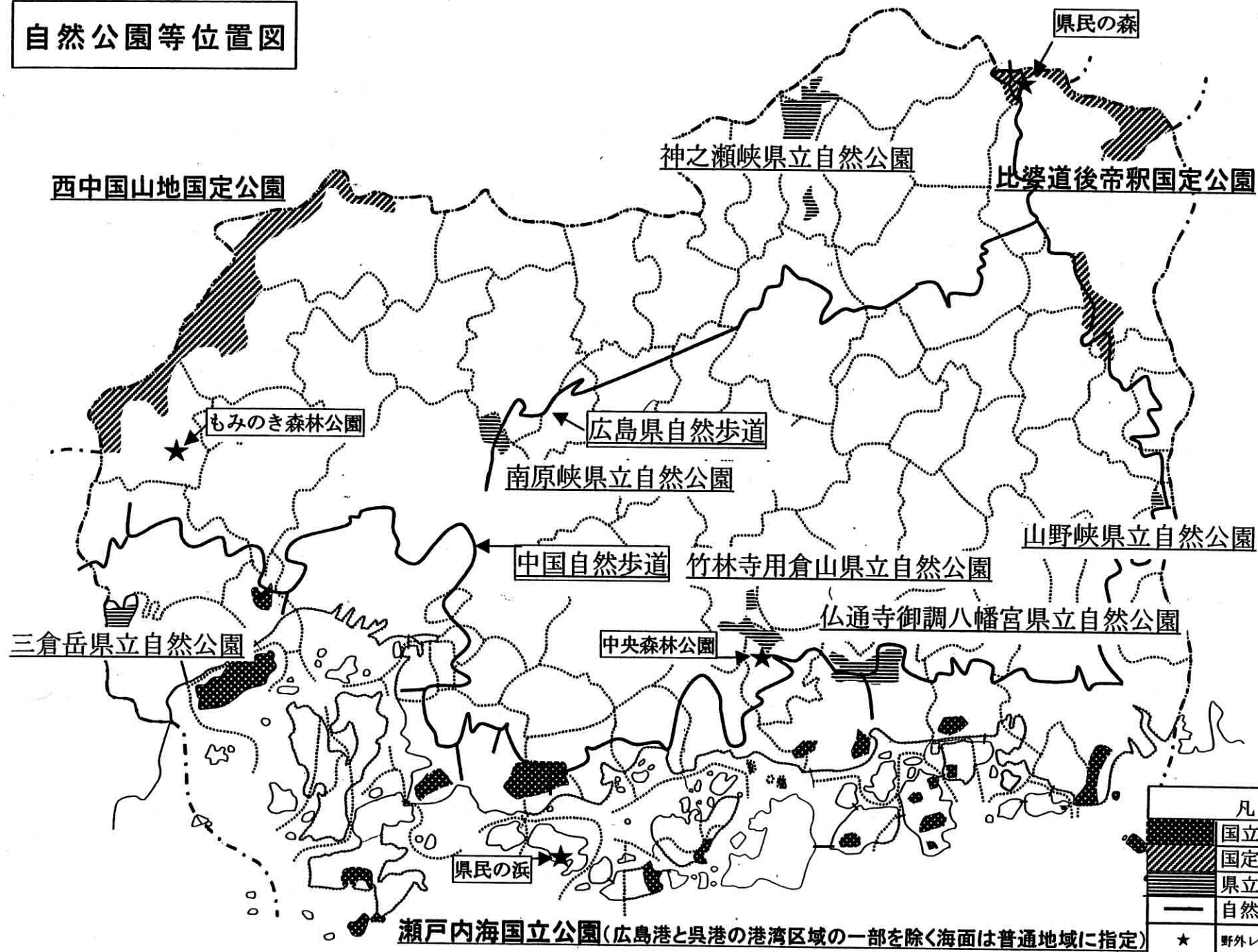


分権改革推進に関する主要課題

【分野：環境】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要				主 な 論 点																																																	
2	自然公園・レクリエーション施設に関する役割分担	■自然公園法に基づく役割分担 <table><thead><tr><th colspan="2">事 務</th><th>国立公園</th><th>国定公園</th><th>県立自然公園</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">公園の指定</td><td>国</td><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td colspan="2">公園計画の決定 〔保護利用のための規制, 施設に関する計画〕</td><td>国</td><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td rowspan="2">公園事業 〔保護利用施設, 宿泊施設, レクリエーション施設 等〕</td><td>事業決定</td><td>国</td><td>県</td><td>県</td></tr><tr><td>事業執行</td><td>国 県・市町村 (国の同意要す)</td><td>県 市町村 (県の同意要す)</td><td>県 市町村 (県の同意要す)</td></tr><tr><td colspan="2">行為の許可 〔木竹の伐採, 土地形状変更, 工作物新築等の許可〕</td><td>国</td><td>県</td><td>県</td></tr></tbody></table> ■具体的な公園事業等 - 施設整備 歩道, 園地, 野営場の整備, 修景緑化等の事業……基本的には県直営 - 維持管理・運営 <table><thead><tr><th>施 設</th><th>維持管理・運営形態</th></tr></thead><tbody><tr><td>県民の森</td><td>財団へ管理委託(使用料は県収入)</td></tr><tr><td>もみのき森林公園</td><td>財団へ管理委託(収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>県民の浜</td><td>蒲刈町へ事務委託(非収益施設は県負担)</td></tr><tr><td>中央森林公園</td><td>財団及び三セクへ管理委託(一部収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>牛小屋高原キャンプ場</td><td>戸河内町へ管理委託(収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>帝釈峡野営場</td><td>財団へ管理委託(収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>その他の自然公園施設</td><td>市町村等に管理委託</td></tr><tr><td>県自然歩道</td><td>市町村等に管理委託</td></tr><tr><td>中国自然歩道</td><td>市町村等に管理委託</td></tr></tbody></table>				事 務		国立公園	国定公園	県立自然公園	公園の指定		国	国	県	公園計画の決定 〔保護利用のための規制, 施設に関する計画〕		国	国	県	公園事業 〔保護利用施設, 宿泊施設, レクリエーション施設 等〕	事業決定	国	県	県	事業執行	国 県・市町村 (国の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)	行為の許可 〔木竹の伐採, 土地形状変更, 工作物新築等の許可〕		国	県	県	施 設	維持管理・運営形態	県民の森	財団へ管理委託(使用料は県収入)	もみのき森林公園	財団へ管理委託(収益施設は利用料金制, その他は県負担)	県民の浜	蒲刈町へ事務委託(非収益施設は県負担)	中央森林公園	財団及び三セクへ管理委託(一部収益施設は利用料金制, その他は県負担)	牛小屋高原キャンプ場	戸河内町へ管理委託(収益施設は利用料金制, その他は県負担)	帝釈峡野営場	財団へ管理委託(収益施設は利用料金制, その他は県負担)	その他の自然公園施設	市町村等に管理委託	県自然歩道	市町村等に管理委託	中国自然歩道	市町村等に管理委託	■地域の指定や公園計画の策定等, 広域的視点で行う必要のある事務もあるが, 個別の公園事業や行為の許可については, 市町村の区域内で完結するものがある。市町村等への管理・事務委託により地域における管理運営が定着している施設については, 県と基礎的自治体との役割分担を再整理し, 施設の譲渡も含めて, 基礎的自治体への事務移譲, 国への制度見直しの要望等を検討する。
事 務		国立公園	国定公園	県立自然公園																																																			
公園の指定		国	国	県																																																			
公園計画の決定 〔保護利用のための規制, 施設に関する計画〕		国	国	県																																																			
公園事業 〔保護利用施設, 宿泊施設, レクリエーション施設 等〕	事業決定	国	県	県																																																			
	事業執行	国 県・市町村 (国の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)																																																			
行為の許可 〔木竹の伐採, 土地形状変更, 工作物新築等の許可〕		国	県	県																																																			
施 設	維持管理・運営形態																																																						
県民の森	財団へ管理委託(使用料は県収入)																																																						
もみのき森林公園	財団へ管理委託(収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																						
県民の浜	蒲刈町へ事務委託(非収益施設は県負担)																																																						
中央森林公園	財団及び三セクへ管理委託(一部収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																						
牛小屋高原キャンプ場	戸河内町へ管理委託(収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																						
帝釈峡野営場	財団へ管理委託(収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																						
その他の自然公園施設	市町村等に管理委託																																																						
県自然歩道	市町村等に管理委託																																																						
中国自然歩道	市町村等に管理委託																																																						

自然公園等位置図



野 外 レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設 の 概 要

名 称	中 央 森 林 公 園				県 民 の 森				県 民 の 浜				も み の き 森 林 公 園			
位 置	豊田郡本郷町上北方				比婆郡西城町				安芸郡蒲刈町				佐伯郡吉和村(3/1～廿日市市吉和)			
整備時期	昭和61年度～				昭和43年度～				昭和56年度～				昭和55年度～			
面積	270ha				1,164ha				23ha				400ha			
供用開始日	平成5年10月18日 平成14年4月15日(拡充施設)				昭和46年7月(スキー場昭和52年12月)				昭和61年7月(海水浴場)昭和63年7月(宿泊所)				昭和59年7月22日			
営業期間	通年				通年				通年				通年			
主要施設	公園センター(協会所有)、日本庭園、駐車場、サイクリングロード、森林学習展示館、バーベキュー広場、多目的広場、ピクニック広場、拡充施設(西洋式庭園)				拡充施設(多目的ホール棟、セミナーハウス、コテージ、テニスコート)				公園センター(H7)、スキー場、キャンプ場、リフト、ロープ塔、中央広場、多目的施設、体育館				海浜、ビーチハウス、桟敷、運動広場、テニスコート、宿泊研修棟、駐車場			
管理委託先	(財)中央森林公園協会				広島エアポートビレッジ開発(株)				(財)比婆山地域開発公社				蒲刈町			
管理体制	管理委託制				利用料金制				管理委託制				事務委託			
利用者数	H10	258千人	H13	243千人	H10	230千人	H13	202千人	H10	87千人	H13	106千人	H10	271千人	H13	218千人
	H11	252千人	H14	285千人	H11	210千人	H14	174千人	H11	111千人	H14	97千人	H11	252千人	H14	203千人
	H12	221千人			H12	198千人			H12	130千人			H12	243千人		

自然公園施設の概要

名 称	牛小屋高原エコロジーキャンプ場				帝釈峡野営場			
位置	山県郡戸河内町				比婆郡東城町			
整備時期	平成8年度～平成12年度				平成5年度～平成8年度			
面積	35ha				21ha			
供用開始日	平成13年7月20日				平成8年8月1日			
営業期間	4月下旬～11月上旬				コテージ(通年);キャンプ場(4月1日～11月末)			
主要施設	キャンプセンター1棟, ケビン5棟, オートキャンプサイト31区画, 区画サイト4区画, フリーサイト1, 400m ³ , 公共下水道等				コテージ20戸, オートキャンプサイト42サイト, レンタルサイト16サイト, 多目的ホール			
管理委託先	戸河内町				(財)休暇村協会			
管理体制	利用料金制				利用料金制			
利用者数	H10	-	H13	2千人	H10	89千人	H13	79千人
	H11	-	H14	2千人	H11	85千人	H14	75千人
	H12	-			H12	83千人		

その他の自然公園施設の概要

名称	極楽寺山	野呂山	帝釈峽	聖湖	山野峽	仏通寺	御調八幡	細見谷	牛小屋高原
位置	廿日市市	川尻町 他	東城町	芸北町	福山市 他	三原市	三原市	廿日市市	戸河内町
整備時期	S39~	S41~	S35~	S36~	S42~	S46~	S51~	S50~	S45~
営業期間	通年 キャンプ場 は4~11月	通年	通年	通年 キャンプ場 は4~11月	通年	通年	通年	通年	通年
主要施設	キャンプ場 道路 園地	キャンプ場 道路・広場 園地 駐車場	道路 広場 園地 駐車場 多目的ホール	キャンプ場 道路 広場 園地 駐車場	キャンプ場 道路 園地 駐車場	キャンプ場 道路 駐車場	キャンプ場 道路 駐車場	キャンプ場	道路 広場 園地 駐車場
管理体制	管理委託制	管理委託制 一部利用料 金制	管理委託制	管理委託制	管理委託制	管理委託制	管理委託制	管理委託制	管理委託制

その他の公園等 (注：() 内は主な施設)

瀬戸内海国立公園：宮島公園（園地，歩道），包が浦（休憩所，トイレ），火山（歩道，トイレ），休山（展望所，休憩所），
神峰山（駐車場，トイレ），黒滝山（休憩所，トイレ），筆影山（展望台，トイレ），大浜崎（キャンプ場，休憩所），
青影山（歩道），因島公園（道路，歩道），観音山（休憩所，歩道），高見山（展望所，園地），後山（休憩所，園地），
阿伏免（展望台，園地），仙酔島（休憩所，園地）

比婆道後帝釈国定公園：道後山（キャンプ場，休憩所），上帝釈峽（橋梁，駐車場）

西中国山地国定公園：三段峽（橋梁，休憩所），冠高原（歩道，トイレ）

県立自然公園：南原峽（キャンプ場，園地），三倉岳（キャンプ場，歩道），竹林寺（キャンプ場，園地）

広島県自然歩道：125km（案内標識，階段）

中国自然歩道：425km（案内標識，階段）